

可搬消防ポンプ売買契約書（案）

売扱人 菊池市（以下「甲」という。）と買受人 ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に記載する車両（以下「売買物件」という。）を乙に売払い、乙はこれを買ひ受ける。

名称	製造番号	初度登録年月	数量
可搬消防ポンプ	●●●●	平成16年12月	1台

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●●円（税込）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金●●●円を甲に納付しなければならない。

- 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。なお、次条第2項により売買代金に充当した場合はこの限りでない。
- 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 前条第1項の契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

（所有権移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、現状有姿のまま甲より乙に売買物件の引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第8条 本契約の締結の日から売買物件の引渡しのときまでにおいて、天災地変等その他、

甲の責めに帰さない理由により売買物件が滅失又はき損した場合は、その損害は、乙の負担とし、甲に対して売買代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(契約不適合責任の特約)

第9条 売買物件は、平成16年12月より消防可搬ポンプとして、甲（菊池市消防団）が利用してきた物品であり、乙は経年の劣化における現状有姿を容認し売買物件を購入するものである。

2 乙は、経年の劣化において不具合が生じたとしても、その存在は契約不適合に該当するものではなく、甲に対し一切の追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を問わないことを確認する。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(原状回復)

第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条又は第13条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用等)

第15条 本契約の締結及び履行等に関する必要な費用及び本契約の締結後における公租公課その他一切の賦課金は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 16 条 本契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

菊池市隈府 888 番地

甲 菊池市

菊池市長

印

乙

印